

第六八回

参第七号

恩赦法の一部を改正する法律（案）

恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「左の」を「次の」に改める。

第八条及び第九条中「但し」を「ただし」に改める。

第十五条を第十七条とし、第十四条の次に次の二条を加える。

第十五条 内閣は、大赦又は政令による減刑若しくは復権を決定するには、その決定をすることの可否及びこれらの恩赦の内容について、恩赦審議会に諮問しなければならない。

第十六条 内閣に、恩赦審議会（以下「審議会」という。）を置く。

審議会は、内閣の諮問に応じ、前条に規定する事項を調査審議する。

審議会は、委員三十人以内でこれを組織する。

委員は、次に掲げる者について、内閣がこれを任命する。

- | | |
|--------------------------|------|
| 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 | 八人 |
| 二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 | 五人 |
| 三 関係行政機関の職員 | 五人以内 |
| 四 裁判官のうちから最高裁判所が指名した者 | 四人 |
| 五 弁護士のうちから日本弁護士連合会が指名した者 | 四人 |
| 六 学識経験のある者 | 四人以内 |

前項第四号から第六号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、四年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

前項の委員は、再任されることができる。

委員は、非常勤とする。

審議会に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

前各項に規定するもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、政令でこれを定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

大赦又は政令による減刑若しくは復権の決定に当たり、その適正を期するため内閣に恩赦審議会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。